

電子申告等に関する要望事項

平成 19 年 5 月 24 日
日本税理士会連合会
情報システム委員会

1 . 税理士による代理送信について

(1) 税理士の電子証明書

本年 1 月から開始された税理士による代理送信は、電子申告普及の起爆剤になったと思われる。ところで、代理送信においては、納税者の電子署名が省略され、送信者である税理士のための電子署名によって電子申告が完結する仕組みとなっている。代理送信は、税理士業務である「税務書類の作成」を受託した場合に行えることから、当然に税理士にのみ認められた制度であり、税理士以外の者が行うことはできない。そこで、代理送信を行う税理士が使用する電子証明書は、単なる本人証明のみではなく「税理士」であることを証明する必要があると考えられる。

現在、「税理士」であることを証明できる電子証明書は、日税連電子認証局の電子証明書のみである。日税連電子認証局は証明書発行対象者を税理士登録している者に限定していることから、当該電子証明書を取得した者は「税理士」であることを証明することになる。一方、電子申告において使用可能となっている公的個人認証サービスをはじめとした他の電子証明書では「税理士」であることを証明できない。

したがって、にせ税理士排除の観点から、税理士による代理送信の場合、税理士が使用する電子証明書は、日税連電子認証局が発行する電子証明書に限定する仕組みとしていただきたい。

(2) 初期登録

税理士が代理送信を行う場合、納税者の電子証明書の登録は不要となる。しかし、現行システムでは、初期登録の段階で必ず電子証明書の登録を求められている。そのため、代理送信を依頼する前提で初期登録を行っている納税者が混乱するケースが多く見られた。

については、初期登録の段階で、まず納税者の電子証明書の登録を「する」「しない」という選択画面から始まるように改良していただきたい。

さらに、代理送信の場合、税務署から納税者へのお知らせメールは代理送信を行った税理士にも通知することとし、これを実現するために、選択により代理送信する税理士のメールアドレスも登録できるようにしていただきたい。なお、このお知らせには「様へ」のように納税者が特定できるように表示していただきたい。

2 . 利用者識別番号、暗証番号の即時発行について

現在、利用者識別番号及び暗証番号の発行に数日の時間を要しているが、このことは納税者側からすると非常に不便であり、電子申告を行う意欲を減退させる原因となっていると考えられる。

そこで、利用者識別番号及び暗証番号の即時発行をしていただきたい。

また、税理士が納税者の本人確認を行うことを条件として、税理士事務所経由による納税者の利用者識別番号及び暗証番号の即時発行を可能としていただきたい。

納税者から電子申告利用開始の依頼を受けた税理士が、即時に当該納税者の利用者識別番号及び暗証番号を入手できる仕組みが実現すれば、納税者、税理士双方にとって利便性が高まり、代理送信をより実施しやすくなる環境が整うこととなる。

さらに、手続きの煩雑さ軽減の観点から、税理士事務所経由で利用者識別番号及び暗証番号を即時発行する際には、仮暗証番号ではなく最初から本暗証番号を発行していただきたい。

3. メッセージボックスについて

(1) 情報の充実

現在のメッセージボックスはあまりに簡易であり、情報量も少なすぎると思われる。特に、青色申告であるか否か、消費税の課税事業者であるか否か、消費税の簡易課税選択者か否か等は、従来の紙ベースの申告書を見れば一目瞭然であるにも拘らず、電子申告ではメッセージボックスにすら表示されていない。

紙ベースであれば当然に知り得る情報を電子申告においても可能とすることは言うまでもなく、電子申告普及の観点からすれば、電子申告を行う者に対して、より多くの情報（評価方法、償却方法、青色専従者給与の届出額等々）を積極的に提供していただきたい。

なお、「1.(2) 初期登録」の箇所でも述べているが、代理送信を依頼した納税者の同意を得ることを条件として、納税者のメッセージボックスに通知される全ての情報を代理送信する税理士のメッセージボックスにも通知するようにしていただきたい。特に、所得税・法人税・消費税の各予定納税額の確認は税理士業務を行う上で当然の作業であり、税理士が直接確認できるシステムとしていただきたい。

これらのことが実現しない場合、税理士事務所から電子申告した納税者の予定納税額の間合せが税務署に殺到することが予想される。その際、個人情報保護等を理由に予定納税額を税理士に教えられないとなれば、電子申告を回避し紙ベースの申告に逆戻りする税理士も現れると予想される。

現在、納税者が一度電子申告を行うと、次年度から申告書が送付されず、各種情報はメッセージボックスに格納されることになる。

しかし、現在の電子申告の普及は、税理士による代理送信が多くの部分を占めていると思われ、一般の納税者からすると、予定納税額、税制改正、税務情報、

申告用紙等のフォーム変更等の情報を得る機会を失うことに繋がりがねない。税理士への依頼者の中にはパソコンを所有していない納税者も多いことが考えられ、関与税理士からの打診がなければ、申告を失念することもあり得る（関与税理士が亡くなった場合、交代した場合等）。そのため、このような一足飛びの資料送付等の省略は、納税者の申告納税意識を著しく低下させることに繋がりがねず、時期尚早であると考える。

代理送信は、税理士側からすると利便性が格段に高まり、実際に電子申告の利用率増加にも反映しているが、納税者側からすると、以前よりも税の情報を入手しにくいシステムであると言える。

従来は、確定申告時期が近付くと、所轄税務署から送られてくる各種郵便物により納税者が税理士に連絡を取る等の行動を起こすことが一般的である。そのため、電子申告を行った納税者に対しても確定申告に関する案内文書等（本年より納税者に送られてくる「振替納税のお知らせ」のような書面形式のもの）を個人・法人に拘らず所轄税務署から送付していただきたい。

（２）機能の改善

今後、電子申告の件数の増加と比例して、メッセージボックス内の情報が多くなり、整理が困難となってくることが予想される。

については、利用者の権限によって、メッセージボックス内で「１月決算法人」、「個人納税者」等のフォルダを適宜作成して、受信通知をメッセージボックス内の各々のフォルダに格納整理できるようにしていただきたい。その際、フォルダへアクセスするためのパスワード設定ができるようにしていただきたい。併せて、メッセージボックス内の不要となった情報について、利用者の権限で削除できる機能も追加していただきたい。

なお、これらの機能改善を行った場合、ベンダーソフトにおいても即時に対応可能となるよう、税務システム連絡協議会等を通じて財務・税務ソフトベンダーに対する情報提供及び指導を徹底していただきたい。

法人税修正申告の受信通知の「差引確定法人税額」について、通常であれば修正申告した場合は「差引修正法人税額」として法人税別表（１）25欄の納付すべき法人税額を記載すべきであると思われる。

しかし、消費税申告書や法人地方税は全て修正申告で納付すべき金額が記載されているにも拘らず、法人税だけは法人税別表（１）15欄が記載されている。これは、修正申告においては全く無関係な金額である。現状では、法人税の修正申告を電子申告で行った場合、納税者に対して当該受信通知を説明資料として利用することができない。

については、法人税修正申告の受信通知の「差引確定法人税額」には、法人税別表（１）25欄の納付すべき法人税額を記載していただきたい。

4 . e-Tax ソフトの改善について

(1) e-Tax ソフトへの組み込み機能

多くの税理士は、単一ベンダーのソフトに依存するのではなく、申告はA社ソフト、財務はB社ソフト、内訳はエクセル等、複数ベンダーのソフトを利用している。このような複数ベンダーのソフトを利用している税理士は、電子申告を行うには、必ず添付書類（勘定科目内訳書等）が発生し、別送する手間がかかることから、結果的に電子申告をせずに、紙ベースによる申告を選択しているケースが多数発生している。

そこで、一般的に普及しているエクセルデータを XML データや XBRL に変換して e-Tax に組み込めるシステムを開発していただきたい。さらに、税務システム連絡協議会等を通じて財務・税務ソフトベンダーに対して、各社ソフトにおいて作成する帳票の出力形式を XML や XBRL 形式とするシステムを開発するよう指導していただきたい。

最終的に、e-Tax において全ての XML や XBRL 形式の帳票を自由に組み込み、送信できるシステムとしていただきたい。

(2) エラーチェック機能

e-Tax ソフトでは、電子署名時に初めてスキーマエラーが表示されるが、エラーメッセージの意味がわからず、また、間違っている箇所も表示されないことから非常に使い勝手が悪い。

自身で申告を行おうとする納税者はもとより、ベンダーソフトを使用しない税理士にとって、e-Tax ソフトは唯一の電子申告ツールである。現状のエラー内容の詳細が非表示であることは大きな障害になっている。

ついては、スキーマチェックを電子署名時ではなくデータ作成終了時に実施していただきたい。そのうえで、エラーが発見された場合には、色をつける等、エラー箇所が分かるような工夫をしていただきたい。

5 . 電子納税について

e-Tax では、源泉所得税の納付書の作成・送信は申請であり、申告ではない。実際に納税があって初めて完了する仕組みとなっている。そのため、現在の仕組みでは、源泉所得税の申請と同時に電子納税をしなければ、失念等により加算税や延滞税が発生する危険がある。

しかし、通常は申請即納税を行うような企業は少ない。今の仕組みは企業の支払事務（10日払い・月末払い等）を考慮していないものであり、電子納税システムが納税者視点に欠けているものと言わざるを得ない。現状では振替納税の方が利便性は高く、敢えて電子納税を選択する者は少ないと思われる。法人税、消費税等の納税も同様である。

については、マルチペイメントシステムにおいて、納税に関しては支払者が予め納付日を予約できるシステムに改良していただきたい。この部分が改良されない限り、電子納税が企業の納税ツールとして普及することは困難と思われる。また、電子納税により、納付期限を相当程度延長できるようにする等の施策が実施されれば、納税者が積極的に活用することが予想される。

6. 税制改正の大綱について

(1) 電子証明書取得控除

平成 19 年度の税制改正の大綱で公表された「電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設」は、所謂「電子証明書取得控除」であり、電子申告控除ではない。

平成 22 年度の電子申告の利用率 50%達成を目指すためには、所得税において相応の金額の電子申告控除を創設し、相当期間継続していただきたい。

なお、その際には税理士の代理送信により、電子署名を省略している納税者も当然に対象とすべきである。

(2) 第三者作成書類の添付省略

添付書類の提出省略は、本年よりさらに電子申告の利便性を高める結果になると考える。しかし、現在の案では、所得控除の 5 項目が上がっているのみであることから、「金融機関の残高証明書」「寄付金の受領書」等についても適用されたく、省略範囲を拡大していただきたい。

また、税理士が代理送信する場合は添付省略の範囲を広める等のインセンティブがあれば、税理士にとっては強力な動機付けとなることが考える。

(3) 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加

源泉徴収票や特定口座年間取引報告書の電子交付の拡大が予定されているが、取得方法等についての明確なルール作りをしておかなければ、利用促進を図ることは困難と思われる。例えば、年金受給者の電子交付された源泉徴収票を添付して確定申告が可能となれば、保存の責任問題が解決することになる。

については、これら電子交付された書類の具体的な取得方法、利用方法を早期に示していただきたい。

(4) 電子申請等証明制度

納税者にとっては、税務署長等への申請の証明は主に金融機関や取引先への提出に必要なものである。

現行の「受信通知」が、税務署收受印のある申告書控のかわりとして金融機関等にも周知されているとのことであるが、金融機関によってその取扱いに大きな差があり、全く理解していない金融機関も多数ある。

今回、創設される電子申請等証明制度が受信通知に変わるものとして機能するのであれば、証明を求める側に対して十分な広報・通知を行い、従来の書面での証明等が求められることのないようにしていただきたい。

7. 地方税電子申告（eLTAX）について

（1）市町村の参加

eLTAX の普及が進まない原因の一つに市町村レベルの参加がないことが挙げられる。利用者の立場からすると、法人の申告において国・都道府県・市町村に対し同時に電子申告ができなければ、電子化のメリットを享受できたという実感はない。

については、政令指定都市のみではなく、全国の市町村において eLTAX が利用できるよう早急に整備を図っていただきたい。

なお、その際、電子申告・申請・届出・納税等のシステム及び手続の運用については、都道府県・市町村毎に異なることがないようにしていただきたい。

税理士が関与する納税義務者は、複数の都道府県・市町村にまたがっており、その納税義務者の申告等を行う場合、それぞれの地方行政のシステムの制限や手続が異なると逆に電子申告が不便なものとなってしまう。共通のシステム、手続であれば、電子申告のメリットを十分享受することが可能である。場合によっては、受付サーバーを国税と共通化し、地方税データのみを地方へ転送するというようなことも検討してはどうか。

また、電子政府の重要な特色として、距離を感じさせないことが挙げられており、離島や遠隔地対策が優先的に行われると、電子政府の効果が目に見えて伝わるものと思われる。

（2）地方税電子申告における税額控除の創設

eLTAX 普及の起爆剤として、地方税電子申告における住民税の均等割一部減免等の税額控除を創設していただきたい。

地方税電子申告において税額控除が実現した場合、遅々として普及が進まない eLTAX の利用率向上に非常に効果的であると思われる。また、eLTAX の利用率が向上すれば、相乗効果により e-Tax の利用率向上にも繋がると考えられる。

8. その他

（1）利用可能時間の延長について

確定申告期間中の土日及び 24 時間運用は非常に利便性が高かったが、確定申告期の終了と同時に以前の運用時間に戻ったことから、現在は不便を感じている。

例えば、平日は 24 時迄、休日のうち土曜日に限り 9 時～17 時を運用可能とする等、今後とも柔軟に利用可能時間の拡大を実施していただきたい。

(2) 贈与税

現在、贈与税は電子申告に対応していないが、贈与税申告は申告者も比較的多いことから電子申告に馴染みやすい税目と考えられる。「税務署に行かなくても自宅、オフィス、税理士事務所から手続きができる」という電子申告のキャッチフレーズとの整合性を図るためにも、贈与税について、早急に電子申告に対応していただきたい。

(3) 電子証明書の即時有効確認

納税者が、初期登録において公的個人認証サービスの電子証明書の登録後、すぐに電子申告を行ったところ、受信通知において、電子証明書の登録エラーとなり、受理されないというケースがあった。来年以降、5,000 円の税額控除を受けるために年金受給者やサラリーマンが、公的個人認証サービスの電子証明書を使用して、初期登録後、即電子申告を行うことが想定される。

については、電子証明書の登録後、e-Tax 側で速やかに電子証明書の有効確認を行うようにシステム改善していただきたい。

(4) テスト送信

e-Tax においてテスト送信の項目を設けていただきたい。

初めて利用する者にとって、本番データの送信前にテスト送信、テスト受信ができれば、電子申告に対する抵抗感が大幅に軽減されると思われる。

例えば、「国税太郎」という名前で、利用者識別番号の 番～ 番までを自由に使えるようにしていただければ、研修会等でも実際に利用することが可能となる。

以上